令 和 ８ 年 ３ 月
国 土 交 通 省
水管理・国土保全局
水 道 事 業 課

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年１月27日（火）から同年２月25日（水）まで、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令案」について意見の募集を行いました。その結果、省令案の内容に関して、1件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

①募集期間：令和８年１月27日（火）～令和８年２月25日（水）
②周知方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）
③意見提出方法：電子メール及び郵送

２．省令案の内容に関する意見提出件数

1件

３．お問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
03-5253-8111

意見募集の結果と対応

寄せられたご意見の概要	意見に対する考え方
省令案を支持しますが、水道施設の技術基準改正を機に、生活必需品である水道料金の公共料金化を進めるべきです。 水道は電気・通信と同じ生活必需品です。大手事業者がコスト上昇を理由に料金を上げ続けている状況で、施設整備費が住民負担に転嫁されれば、低所得層・高齢者の生活が圧迫されます。 自由化を進めるなら、寡占状態を是正し本当の競争を促進させるべきです。それができないのであれば、プライスキャップを設けて国民の生活を守るべきだと思います。水道料金を月額上限設定し、低価格帯の選択肢を残してください。これで格差拡大を防ぎ、すべての国民が安心して生活できるインフラにできます。省令案に公共料金化の視点を強く反映を求めます。	ご意見の内容は、今般の水道施設の技術的基準を定める省令の改正内容に対するご意見ではなく、水道料金に関するご意見として承りました。